

件名	愛媛県漁港管理条例等の一部を改正する条例
主管課	漁港課
根拠法令等	漁港漁場法(昭和25年法律第137号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の題名が改正されるとともに、新たに創設された「漁港施設等活用事業」に関する条文が追加されたことに伴い県の関係条例の一部を改正するものである。</p> <p>○改正理由</p> <p>「漁港漁場整備法」が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に法律の題名が改正されるとともに、新たに創設された漁港施設等活用事業において占用料等を徴収することが可能となったため、条例中の当該法律名を改正するとともに、県管理漁港で行われる漁港施設等活用事業において占用料等を徴収できるよう、条例の一部を改正することとした。</p> <p>〔 漁港施設等活用事業…漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する水産物の消費増進又は交流促進に関する業務をいう。 〕</p> <p>○改正内容</p> <p>条例中の法律名を改正するとともに、占用料等の徴収対象に認定計画実施者を追加する。</p>	
施行日	令和6年4月1日(改正法の施行日)
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	